

2024年2月28日科研費説明会FAQ

【基盤研究（B）の基金化について】

- Q1. 「基盤（B）の基金化について」において、謝辞の記入は、課題番号は基金化前後、ふたつ記入が必要でしょうか。
- A1. 科研費ハンドブック（研究機関用）に記載のとおり、謝辞に記載する課題番号には、原則最新の課題番号である基金の課題番号を使用してください。ただし、当該研究成果が基金化前の成果である場合は補助金の課題番号を使用しても構いません。
- Q2. 2月28日に交付内定の出た基盤研究（B）について、交付申請前でも2月28日から分担金も使用可能でしょうか。
- A2. 科研費では、交付内定日以降に執行可能としていますので、分担金も2月28日から執行可能です。

【適切な執行等について】

- Q3. 育休中の科研費執行について、あらためてルール整備等の協力依頼がありましたが、このことについて今後事務連絡や通知予定はありますでしょうか。
- A3. 既に科研費ハンドブック（研究機関用）にて周知しているため、改めての通知は行う予定はありません。
- Q4. 子の出張帯同旅費について、競争的研究費の間接経費から支出することは、関係省庁の申し合わせで認められたものでしょうか。
- A4. 競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針（関係省庁連絡会申し合わせ）において、競争的研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費について、間接経費を充当することが可能とされています。子の出張帯同旅費等、同指針の別表1（間接経費の主な使途の例示）に明示されていない経費であって直接経費からは支出できないものについても、研究機関の長がこうした経費に該当すると判断する場合には、間接経費を充当することが可能です。
- ▽競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針（関係省庁連絡会申し合わせ）
https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kansetsu_sikkou.pdf
- Q5. 子の帯同出張について、海外の場合ルームチャージ方式の宿が多い状況にあり、子供分の金額が特別発生しないケースも多いですが、その場合でも支出は不可となるのでしょうか。

- A5. 従前どおり研究機関の旅費規程等に基づき、研究者本人の旅費を支出することは可能ですが、追加で子にかかる費用を科研費の直接経費で支払うことはできません。

【男女共同参画推進に向けた取り組みについて】

- Q6. 若手研究の応募要件で未就学児を養育していた場合という条件は特に休暇を取得していない場合でも、未就学児を養育していればその期間は対象になるという理解でよろしいでしょうか。
- A6. ご理解のとおりです。また、この変更は、若手・子育て世代の研究者がより積極的に研究に復帰・参画できる環境を整備することが目的のため、「未就学児」の対象は、「子」を指します。なお、「子」の定義は、民法上の解釈に即して応募者本人の子（実子、非嫡出子又は養子）となります。

【研究インテグリティについて】

- Q7. 研究インテグリティの誓約状況について、継続課題の研究代表者・研究分担者にも追加で登録を行う必要がありますか。
- A7. e-Rad から連携した研究インテグリティに係る誓約状況の確認は、令和6年度に行う公募以降に適用する予定です。科研費では、これまでも研究活動の透明性確保のために必要な情報について、機関内で適切に共有していただくこととしておりますので、継続課題の研究代表者・研究分担者においても、e-Rad への登録をお願いします。
- Q8. e-Rad への研究インテグリティ情報の登録が未了の場合、応募者から所属機関へ提出する時点でひっかかってしまう（分担者追加の承諾が未了の場合と同じタイミング）との理解であっていますでしょうか。
- A8. ご理解のとおりです。
- Q9. e-Rad と科研費電子申請システムとの間で応募情報の連携に約 60 分掛かるとのことですが、これは「e-Rad 登録情報を参照」のボタンをクリックしてからデータの取り込みまでに 60 分掛かるとのことでしょうか。また、その場合、今後連携速度向上等の改善は予定されておりますでしょうか。
- A9. 60 分の所要時間は、ボタンをクリックしてからデータの取り込みではなく、e-Rad に情報登録されてから、科研費電子申請システムに連携されるまでの時間です。あくまで目安の時間のため、これ以上の時間を要する場合があります。連携速度向上を含め、使い勝手のよいシステムになるよう、今後引き続き改善に努める予定です。
- Q10. 研究インテグリティの誓約状況については、e-Rad の研究者一覧の csv 出力結果には表示されず、個々の研究者情報の照会の画面に入ってから確認する必要があるという認

識です。csv で表示されるように改善していただけますと助かります。

A10. ご要望を踏まえまして、使い勝手のよいシステムになるよう、今後引き続き改善に努める予定です。また、e-Rad の運用を担当しております内閣府へご意見をお伝えします。

Q11. e-Rad 上で、「(4) 兼業や、外国の人材登用等」を登録する際に、科研費の審査員の登録は必要でしょうか。

A11. 登録は不要です。

【安全保障貿易管理について】

Q12. 交付申請（支払請求）時に研究代表者がリスト規制対象貨物の輸出又は技術提供の予定がある場合、申し出ることになるかと思いますが、こちらは交付申請（支払請求）CSV データに項目として追加されるのでしょうか。また研究者（代表・分担）ごとに役割分担に応じて、リスト規制対象貨物の輸出又は技術提供するかどうか選択できるのでしょうか。

A12. 機関担当者が科研費電子申請システムで研究者の選択するリスト規制対象貨物の輸出又は技術提供の予定の有無について、交付申請（支払請求）CSV データで確認できるようにする方向で検討中です。また、代表・分担を問わず、所属する研究者がリスト規制対象貨物の輸出又は技術提供を予定している場合、安全保障貿易管理体制を整備することが求められます。科研費電子申請システムでの登録方法等は、現在調整中のため、おっとお知らせいたします。

Q13. 安全保障貿易管理の要件化について、質問です。令和7年度助成課題から交付決定までに必要な体制の整備が必要とありますが、その交付決定は令和6年度に行われると思われるので、実質令和6年度中に体制について整備する必要があるということでしょうか。

A13. 所属する研究者が、外為法の輸出規制にあたる貨物・技術の提供を予定している場合、それまでに管理体制の整備が必要です。

科研費における e-Rad への体制整備の登録状況による確認は、令和7年4月以降の交付申請より行う予定です。なお、リスト規制貨物の輸出又は技術提供を行う予定があり、交付申請時に体制を未整備又は整備中の場合は、交付決定までに e-Rad に体制整備に関する誓約書を提出していただく必要があります（この場合、「リスト規制貨物の輸出又は技術提供を行う」又は「課題終了」のいずれか早い方までに体制を整備済にする必要があります）。

Q14. e-Rad で研究者が作った、研究インテグリティの登録、外為の技術提供の情報は、機関管理者が閲覧・集計・検索ができますでしょうか。

A14. 研究者が e-Rad で入力した情報については、機関担当者が e-Rad 画面上で確認することができます。また、今後、科研費電子申請システムの機関担当者画面において、研究インテグリティに係る情報及びリスト規制対象貨物の輸出又は技術提供の予定があるかを確認できるようにする方向で改修を検討中です。

【分担金直接送金について】

Q15. 「分担金の送金について」交付申請の日本学術振興会への提出期限は、従来通りでしょうか。

A15. 従来通りの期限を想定しておりますが、詳細は追って周知します。

Q16. 分担金の直接送付は交付申請時のみということですが、継続基金の場合はどのように想定されていますか。

A16. 基金の継続課題分の分担金（支払請求時）についても直接送金する想定です。

Q17. 分担金の送金についてもし決定していればご教示ください。間接経費の交付を受けられない国等の機関等に所属する分担者については、相手先機関から受入れ不可の連絡があり次第、交付決定後に間接経費の辞退手続きを行っておりますが、令和7年度以降、分担金の送金を貴会より行っていただく場合、交付決定後に送金された金額をそのまま返還するというのでしょうか。また、その場合、分担者所属機関・代表者所属機関のどちらからの返還を想定していますでしょうか。

A17. 交付請求時に、間接経費の交付の有無を設定できるようにする予定で考えています。そのため、受け取れない機関として登録している機関においては、請求できない仕組みとなる予定です。

Q18. 令和7年度より分担金を直接分担機関に配分される予定とのことですが、現在電子申請システム上では補助金・基金の口座をそれぞれ1つずつ登録できるようになっているかと思えます。この口座登録数を増やす予定はありますか。本学の事情で恐縮ですが、代表・分担をそれぞれ別口座で管理しているためお伺いする次第です。

A18. 現状では、口座登録数を増やす予定はございません。科研費電子申請システム上で振込額の内訳等を確認できるようにする改修を予定しています。

【DMPについて】

Q19. DMPの作成について、令和6年度交付内定分から求められるとのことでしたが、作成例を交付内定前にあらかじめ入手することは可能でしょうか。

A19. DMPの様式例は、交付内定時にお示しする予定です。

Q20. DMP の作成は、交付内定時に提出ということですが、継続課題・新規課題すべて対象という理解でよろしいでしょうか。また、DMP 自体は提出の必要はないのでしょうか。

A20. DMP の作成は研究データの適切な管理や効率的な研究進捗の把握を目的としたものであるため、新規課題、継続課題ともに作成のうえ研究を実施いただく予定です。なお、DMP の提出は求めません。

Q21. DMP の提出は令和 6 年度からとのことですが、2 月 2 8 日に交付内定のあった基盤 (B) についても提出が必要でしょうか。

A21. A20 のとおりです。詳細は、おっってお知らせします。

【その他】

Q22. 例年実施している令和 7 年度公募における主な変更点等にかかる説明会は、本日の説明会とは別に実施予定でしょうか。また、実施予定の場合、可能でしたら開催予定時期についてもご教示ください。

A22. 例年どおり 7 月の開催を予定していますが、詳細は決まり次第ご案内します。